

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人岡山県不動産鑑定士協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、土地基本法及び不動産の鑑定評価に関する法律に則り、不動産鑑定士の資質の向上と不動産鑑定評価に関する業務の進歩改善及びこれら成果の公益的かつ社会還元的な活用を図ることにより、土地等の適正な利用及び価格の形成と県民生活の安定向上に寄与し、もって、不動産鑑定評価制度及び岡山県の健全かつ一層の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 不動産鑑定評価の業務及び制度に関する研修会の開催、調査研究、提言など、不動産鑑定評価の業務及び制度の進歩改善と普及発展並びに不動産鑑定士の資質の向上のために行う事業
- (2) 土地等の利用及び災害とその歴史等に関する有用な情報の提供、調査研究及びこれらへの支援など、土地等の安全かつ適正な利用による地域づくりと県土の健全な発展に寄与するために行う事業
- (3) 不動産に関する無料相談と土地価格等に関する有用な情報の提供など、県民の安心で安全な生活環境の確保に寄与するために行う事業
- (4) 国及び地方公共団体等が行う公的土地評価を始めとした地価の調査事業等における価格の均衡と適正化を図るための各種支援など、土地等に関する適正な価格の形成に寄与するために行う事業
- (5) 不動産鑑定評価において必要な不動産取引価格情報を始めとした各種の資料・情報の収集、整備及び提供など、不動産鑑定評価の業務の適正な実施の確保・推進と前各号の事業の支援のために行う事業
- (6) 災害時における住家被害認定調査等の支援事業
- (7) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく支援事業
- (8) その他本協会の目的達成のために必要な事業を行うこと

2 前項の事業は岡山県において行うものとする。

3 本協会は、前条の目的達成のため、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下

「連合会」という。)と協力して第1項に掲げる事業の公正かつ適正な実施に努める。

第3章 会員及び会費

(種別及び資格)

第5条 本協会の会員は正会員、特別会員及び名誉会員とする。

2 正会員は、次の各号の一に該当する者（他の都道府県の不動産鑑定士協会に所属している者を除く）で、本協会の目的に賛同して入会した者とする。

(1) 岡山県内の不動産鑑定業者の事務所に所属する不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）

(2) 岡山県内に事務所を有する不動産鑑定業者

3 特別会員は、次の各号の一に該当する者で理事会の承認を得て入会した者とする。

(1) 不動産の鑑定評価について経験豊富な者、若しくは不動産の鑑定評価又は公益法人運営に関する学識経験者

(2) 不動産鑑定業者の事務所に所属しない不動産鑑定士で、岡山県内に住所地又は勤務地を有する者

4 名誉会員は、本協会に特に功労のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦された者とする。

5 本協会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員は、第2項第1号の者及び第2号の者のうち代表者が不動産鑑定士以外の者とする。

6 不動産鑑定業者の代表者が岡山県内の事務所に所属しない場合は、その不動産鑑定業者が指名した岡山県内の事務所に所属する者を代表者として登録する。

7 前各項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本協会の会員としての入会及び資格を有することを認めないものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、反社会的勢力その他これらに類するものとして本協会が指定する者

(2) その他本協会が不適當と判断した場合

(入会及び会員名簿)

第6条 本協会の正会員又は特別会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長宛に提出しなければならない。

2 正会員及び特別会員の入会は、理事会において前条第2項、第3項及び第7項の要件に照らしてその認否を決定し、それぞれ会長が本人に通知するものとする。

3 前条第4項により名誉会員に推薦された者は、その承諾書をもって入会とみなす。

4 会長は、前各項の手続により入会した者について、入会申込書又は承諾書に基づき理事会で定める事項を会員名簿に登録しなければならない。

5 会員名簿に登録された事項に変動が生じたときは、会員又はその相続人若しくは法定代理人等は、2週間以内に書面をもって会長に届け出なければならない。

6 会員名簿掲載情報については、個人情報の保護に留意し、適切に管理するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 前条により会員となった者は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別会員として入会した者の入会金及び会費は、総会の承認を得て、これを免除することができる。

3 名誉会員に推薦されて入会した者からは、入会金及び会費を徴収しない。

4 正会員である不動産鑑定業者の代表者を兼ねる不動産鑑定士の入会金及び会費は当該不動産鑑定士分のみの納入とし、不動産鑑定業者分の入会金及び会費は納入免除とする。

5 前各項で定めるもののほか会員に特別会費を納入させることができる。

(倫理)

第8条 会員は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 会員は、不動産鑑定評価制度の社会的公共的意義を十分理解し、それぞれに課せられた専門職業家としての責務の自覚のもとに、的確で誠実な業務活動の実践によって、不動産市場における不動産の適正な価格の形成に資するように努めなければならない。

(2) 会員は、専門職業家として担うべき重要な社会的役割を深く受け止め、その遂行のために自らの行動を厳しく律しなければならない。

(3) 会員は、基本的人権を尊重し、他者の権利を侵すことのないように留意するとともに、偏見をもつことなく公平な態度を保持しなければならない。

(4) 会員は、高い倫理観と専門的能力の兼備こそが将来の発展を導く源泉であることをよく理解し、不断の自己研鑽により、視野を広げつつ、体系的な知識の習得と技能の維持向上に努めなければならない。

(5) 会員は、専門職業家として、良心に従い誠実な対応を積み重ねることによって、不動産鑑定評価制度に対する信頼を高めるように努めなければならない。

2 倫理に関する事項は、前項で定める規定並びに本協会が団体会員として所属する連合会が定める倫理規程のほか、本協会の理事会において定める。

(会員の権利及び義務)

第9条 正会員は、次の各号を含む本協会の定款、規則、規程又は総会の議決によって規定されている権利を行使することができる。

(1) 第64条に定めのある備え置き帳簿及び書類の閲覧

(2) 総会に出席し議決に参加する権利

(3) 委員会・研修会への参加する権利

(4) 本協会の施設又はサービスを利用する権利

(5) 清算法人の貸借対照表の閲覧

(6) 合併契約の閲覧

- 2 会員は、本協会の定款、規則、規程又は総会の議決によって課せられるすべての義務を果たさなければならない。また、正会員にあっては専門職業家として高い倫理を保持し、その品位を傷つける行為を行ってはならない。
- 3 会員が役員又は委員その他の役職に就任したときは、その職務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らしてはならない。会員が役員又は委員その他の役職でなくなった後も同様とする。

(退 会)

第 10 条 会員は、退会届を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失する。

- (1) 第 10 条に基づき退会したとき
- (2) 第 12 条に基づき除名となった場合
- (3) 正会員である不動産鑑定業者の法人が解散したとき
- (4) 会費を 2 年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき
- (5) 死亡若しくは失踪宣告を受けた場合
- (6) 不動産の鑑定評価に関する法律（以下「不動産鑑定法」という。）第 16 条各号又は第 25 条各号のいずれかに該当する場合
- (7) 正会員において、不動産鑑定法第 20 条、第 30 条、第 40 条又は第 41 条の規定による登録の消除を受けたとき
- (8) 第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当した場合

(懲 戒)

第 12 条 会員に、次の各号の一に該当する事実がある場合、会長は、懲戒の対象となっている会員を懲戒することができる。

- (1) 法令等によって処分を受けたとき
- (2) 不動産鑑定法第 3 条第 1 項及び第 2 項の業務につき不動産鑑定士の品位又は信用を傷付ける行為があったとき
- (3) 本協会の定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為があったとき
- (4) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき
- (5) その他懲戒すべき正当な事由があるとき

2 懲戒は、次の 3 種とする。

- (1) 戒告
- (2) 1 年以内の会員の権利の停止（但し、第 9 条第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号は除く。）
- (3) 除名

3 会員に対する戒告及び 1 年以内の会員権の停止は、次の手続により決定するものとする。

- (1) 理事会の議決により決定する。この場合における理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その4分の3以上に当たる多数をもって行うものとする。
 - (2) 前号により会員を懲戒しようとするときは、懲戒の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - (3) 会長は、会員を懲戒したときは、その会員に対し、書面により懲戒処分内容及び理由を通知するとともに、次に開催する総会に報告しなければならない。
- 4 会員に対する除名は、次の手続により決定するものとする。
- (1) 総会の議決により決定する。この場合における総会の議決は、第21条第2項に基づく議決により行うものとする。
 - (2) 前号の議決を行う総会において、その会員に対し、総会開催2週間前までに、当該総会において除名を審議すること、及び当該総会において議決を行う際に弁明の機会を与えることについて通知するものとする。
- 5 懲戒の審査対象となっている会員は、懲戒手続が行われている間、第10条及び第11条規定を適用しない。
- 6 懲戒の審査事案については、連合会に設置される綱紀・懲戒審査会と共同して調査及び審査を行う。
- 7 前各項に定めるもののほか、懲戒に関する事項は理事会の定めるところによる。

(抛出金品の不返還)

第13条 本協会は、会員が会員資格を喪失しても、既納の入会金及びその他の抛出金品については如何なる理由があっても返還しない。また、会員が本協会に対してすでに負担している義務は、これを免れるものではない。ただし、既納の会費については、会員資格を喪失した月の翌月以降の分について返還することができる。

第4章 総 会

(種 別)

第14条 本協会の総会は、通常総会として毎事業年度5月に開催し、必要がある場合には臨時総会を開催することができる。

(構成及び議決権の数)

第15条 総会は、社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。
- 4 特別会員及び名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の権能)

第16条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款で定めた次の事項に限

り、議決をすることができる。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、次条第2号及び第3号により招集された総会は、同条第2号の書面に記載した目的である事項以外の事項については、議決をすることができない。

（臨時総会）

第17条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求をした社員が、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき。

（総会の招集）

第18条 総会は、前条第3号の規定により社員が招集する場合を除き、理事会の議決に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日に総会を招集しなければならない。

3 会長は理事会の議決により決定された次に掲げる事項を記載した書面を、開催14日前までに発送しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できる旨
- (4) その他法務省令で定める事項

4 会長は、前項の書面による通知に代えて、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において会長は、前項の書面を発送したものとみなす。

（議長）

第19条 総会の議長は、その総会において出席した社員の中から選任する。

（定足数）

第 20 条 総会は、社員総数の議決権の過半数を有する社員の出席により成立する。

(議 決)

第 21 条 総会の議決は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の定めにかかわらず、次の議決は、総社員数の半数以上であって、総社員の議決権数の 3 分の 2 以上の議決をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の解任
- (4) 役員の責任の一部免除
- (5) 長期借入金の借入
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第 1 項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の規定にかかわらず、第 23 条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、理事及び監事を選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で議決することを出席している議場の社員に諮り、それに異議がないときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で議決することができる。

(議決権の代理行使)

第 22 条 総会に出席できない社員が代理人によってその議決権を行使する場合には、当該社員又は代理人は、理事会が別に定める代理権を証明する書面を、代理する総会の開始時刻までに本協会に提出しなければならない。この場合において、前 2 条の規定の適用については、当該社員は総会に出席したものとみなす。

2 前項の代理人は、本協会の社員でなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 23 条 総会に出席できない社員が書面によりその議決権を行使する場合には、理事会が別に定める議決権行使書面に必要事項を記載し、総会前日における業務終了時間までに当該書面を本協会に提出しなければならない。この場合において、その議決権の数は第 20 条及び 21 条の議決権の数に算入する。

(議決の制限)

第 24 条 総会においては、あらかじめ通知した議案以外の事項を議決することはできない。

(議事録)

第 25 条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し保存する。

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印する。

(総会の運営)

第 26 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第 5 章 役 員

(種類及び定数)

第 27 条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名以内を副会長とし、必要に応じ専務理事 1 名を置くことができる。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法第 90 条第 3 項に規定する代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 人とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(選任等)

第 28 条 理事及び監事は、総会において選任する。この場合において、理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

2 会長、副会長及び専務理事は理事会において選定及び解職する。会長の選任において、理事会は、総会の議決により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本協会の業務を執行する。なお、会長に事故あるとき又は

会長が欠けるにいたったときは、その職務を代行する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項の報告のために理事会の招集を請求したにもかかわらず招集されない場合には、理事会を招集することができる。
- 6 監事は、前各項に定めるもののほか、その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第32条 理事及び監事は、総会の議決によって、解任することができる。

(報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事、非常勤の会員外理事及び会員外の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、総会において別に定める費用弁償に関する規程により、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開

示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
- (3) 協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第48条に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第35条 本協会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本協会は、理事会の決議によって、会員外の外部役員（一般社団・財団法人法第115条第1項の外部役員をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、法定の最低責任限度額を賠償責任限度額とする。

第6章 顧問及び相談役

(顧問)

第36条 本協会に任意の機関として、理事会の定めるところにより3名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、任期を2年（但し、再任を妨げない）として理事会において選任し、会長が委嘱する。

3 顧問は、本協会の業務に関する重要な事項について会長に建議し、又は会長の諮問に応じ会長に助言することができる。

4 顧問は無報酬とする。ただし、総会において別に定める費用弁償に関する規程により、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(相談役)

第37条 本協会に任意の機関として、理事会の定めるところにより3名以下の相談役を置くことができる。

2 相談役は、任期を2年（但し、再任を妨げない）として理事会において選任し、会長が委嘱する。

3 相談役は、本協会の業務に関する重要な事項について会長の相談に応ずる。

4 相談役は無報酬とする。ただし、総会において別に定める費用弁償に関する規程により、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理 事 会

(設 置)

第38条 本協会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第39条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (6) その他法令または定款に定める事項

(種類及び開催)

第40条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第41条 理事会は、前条第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第4号後段により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

- 2 前条第3号による場合は理事が、前条第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 会長は、前項の書面による通知に代えて、各理事又は各監事の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において会長は、前項の書面を送付したもの

とみなす。

- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 42 条 理事会の議長は会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第 43 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議 決)

第 44 条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の議決においては、代理人又は書面による議決権の行使は認められない。

(議決の省略)

第 45 条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 46 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 29 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 47 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事は、これに記名押印する。

(理事会の運営)

第 48 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第 8 章 委 員 会

(委員会)

第 49 条 本協会には理事会の定めるところにより、事業を円滑に行うために必要に応じ、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は総会、理事会その他の権限を侵すものではないものとする。
- 3 委員会の委員長、副委員長及び委員は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

第9章 財産及び会計

(事業年度)

第50条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の原則及び会計規定)

第51条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 会計に関する事項は、理事会の定めるところによる。

(財産の管理運用)

第52条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(事業計画、収支予算及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)

第53条 会長は、毎事業年度の開始の前日までに、次の書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 2 前項の承認を受けた書類については、その内容を直近の総会に報告しなければならない。
 - 3 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(長期借入金)

第54条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、用途及び借入条件を明示して、総会の承認を得なければならない。この承認には、第21条第2項の議決を適用する。また、用途及び借入条件を変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第55条 本協会の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金分配の禁止）

第56条 本協会は、会員に剰余金を分配してはならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第57条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第55条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第58条 この定款は、総会において総社員数の半数以上であって、総社員数の議決権の3分の2以上の決議により、変更することができる。

（合併等）

第59条 本協会は、総会において総社員数の半数以上であって、総社員数の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

（解 散）

第60条 本協会は、総会において総社員数の半数以上であって、総社員数の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

（公益認定取り消し等に伴う贈与）

第61条 本協会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅す

る場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から１ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 62 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第５条第１７号に掲げる法人であって租税特別措置法第４０条第１項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 11 章 事務局

（事務局）

第 63 条 本協会の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。

２ 事務局には、所要の職員を置き、事務局長を置くことができる。

３ 事務局長及び事務局職員は、理事会の定める規定により会長が任免する。ただし、重要な職員の任免に際しては、理事会の承認を要する。

４ 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（備え置き帳簿及び書類）

第 64 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

（１） 定款

（２） 会員名簿

（３） 理事及び監事の名簿

（４） 総会及び理事会の議事に関する書類

（５） 財産目録

（６） 役員等の報酬規程

（７） 事業計画書及び収支予算書

（８） 事業報告書及び計算書類等

（９） 監査報告書

（１０） その他法令で定める帳簿及び書類

２ 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令及び本定款に定めがある場合にはそれによるほか、第 65 条第 2 項に定めるところによる。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 65 条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務

資料等を公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、この定款及び理事会の定めるところによる。

(個人情報の保護)

第 66 条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の定めるところによる。

(公告)

第 67 条 本協会の公告は、本協会の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会代議員の選任

(連合会代議員)

第 68 条 連合会代議員及び連合会補欠代議員は、本協会の社員の中から別途連合会の定める員数を社員が選出する。ただし、社員のうち連合会の正会員又は特別会員ではない者は、連合会代議員及び補欠代議員の選出に係わる権利を有しない。

- 2 前項の連合会代議員の選出に当たっては、欠員補充を考慮し、投票数の多い順に順位を付しておく。
- 3 会長は、連合会代議員の名簿を作成し、連合会の通常総会の 30 日前までに連合会会長に送付しなければならない。
- 4 代議員は、連合会総会の決議事項等について、本協会会員に報告するものとする。

第 14 章 補 則

(委任)

第 69 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3
 - (1) 本協会の最初の会長は佐々木正尚とする。
 - (2) 本協会の最初の副会長は長家靖及び神田博美の 2 名とする。

(3) 本協会の最初の理事は次に掲げる者とする。

佐々木正尚、長家 靖、神田博美、木浦丈夫、山本勝典、佐藤俊輔、藤川 亮、浮田幹夫、仁科 毅

(4) 本協会の最初の監事は次に掲げる者とする。

中塚堅太郎

4 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による移行認定を受けて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行うまでは、この定款の中で「公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会」については「社団法人日本不動産鑑定協会」とし、連合会に関する規定は適用しないものとする。

5 社団法人岡山県不動産鑑定士協会定款は附則第 1 項に規定する解散の登記の日をもって廃止する。

6 平成 24 年 5 月 24 日一部改正

7 平成 25 年 5 月 23 日一部改正

8 令和元年 5 月 23 日一部改正

9 令和 3 年 5 月 27 日一部改正

10 令和 5 年 5 月 31 日一部改正